



平成 26 年 10 月 28 日

各 位

会 社 名 スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社
代表者名 代表取締役最高経営責任者(CEO) 関根 純
(JASDAQ・コード 2712)

問合せ先 執行役員 戦略・ファイナンス・サプライチェーン担当 北川 徹
(TEL 03-5745-5577)

Solar Japan Holdings 合同会社による当社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

Solar Japan Holdings 合同会社(以下、「公開買付者」といいます。)は、平成 26 年 9 月 26 日から平成 26 年 10 月 27 日までの 21 営業日を公開買付期間として当社の株券等に対する公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)を実施していましたが、本公開買付けが平成 26 年 10 月 27 日をもって終了し、公開買付者より、その結果について添付のとおり公表する旨の報告を受けましたので、お知らせいたします。

なお、本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に達したことにより、本公開買付けは成立しております。

また、当社が公表した平成 26 年 9 月 24 日付けプレスリリース「Solar Japan Holdings 合同会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」に記載したとおり、公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後、平成 26 年 11 月 7 日(金)を目途として、当社普通株式の全て(但し、公開買付者及びエスシーアイ・ベンチャーズ・エス・エルが保有する当社普通株式を除きます。)を取得することを目的とした第二回目の公開買付け(以下、「第二回公開買付け」といいます。)を、買付け等の期間を平成 26 年 11 月 10 日(月)(予定)から平成 26 年 12 月 22 日(月)(予定)(30 営業日)、当社普通株式 1 株につき金 1,465 円、本新株予約権(平成 17 年 6 月 24 日開催の当社定時株主総会及び同日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 4 回新株予約権をいいます。以下同じです。) 1 個につき 115,850 円を買付け等の価格、SMB C 日興証券株式会社を公開買付代理人として実施する旨の決議を行うことを予定しているとのことです。さらに、本公開買付け及び第二回公開買付けによっても、当社普通株式の全て(但し、エスシーアイ・ベンチャーズ・エス・エルが保有する当社普通株式を除きます。)を取得できなかった場合、公開買付者は、第二回公開買付け終了後に、スターバックス・コーポレーショングループ(スターバックス・コーポレーション及びその子会社からなる企業グループ(但し、当社を除きます。))をいいます。)が当社普通株式の全てを取得するための手続の実施を当社に要請する予定とのことです。当社は、平成 26 年 9 月 24 日現時点においては、第二回公開買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社普通株式を保有する株主の皆様に対しては第二回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権を保有する新株予約権者の皆様に対しては、第二回公開買付けに係る本新株予約権の買付価格の妥当性については相当と考えるものの、第二回公開買付けに応募するか否かについては新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明するべきと考えておりますが、詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

以 上

(添付資料)「スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社株券等(証券コード 2712)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

平成 26 年 10 月 28 日

各 位

Solar Japan Holdings 合同会社

スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社株券等（証券コード 2712）に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

スターバックス・コーポレーションの間接的な完全子会社である Solar Japan Holdings 合同会社（以下、「公開買付者」といいます。）は、平成 26 年 9 月 24 日、スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社（以下、「対象者」といいます。）の普通株式及び平成 17 年 6 月 24 日開催の対象者定時株主総会及び同日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 4 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 26 年 9 月 26 日より本公開買付けを実施しておりましたが、下記のとおり、本公開買付けが平成 26 年 10 月 27 日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

なお、平成 26 年 9 月 24 日付け「スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社株券等（証券コード 2712）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」で公表のとおり、公開買付者は、平成 26 年 11 月 10 日から平成 26 年 12 月 22 日までを買付け等の期間とする公開買付け（以下、「第二回公開買付け」といいます。）を実施する予定です。

第二回公開買付けは、対象者の普通株式（但し、公開買付者が本公開買付けで取得した対象者の普通株式及びエスシーアイ・ベンチャーズ・エス・エルが所有する対象者の普通株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを対象とし、買付予定数に上限及び下限の設定をいたしませんので、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。第二回公開買付けにおける対象者の普通株式の買付け等の価格は、本公開買付けにおける買付け等の価格 965 円に比べて 500 円（51.8%）高い 1,465 円、本新株予約権に係る買付け等の価格は 115,850 円を予定しています。

記

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

Solar Japan Holdings 合同会社
東京都港区西麻布二丁目 24 番 22 - 202 号

（2）対象者の名称

スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社

（3）買付け等に係る株券等の種類

普通株式

平成 17 年 6 月 24 日開催の対象者定時株主総会及び同日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 4 回新株予約権

（4）買付け等の期間

平成 26 年 9 月 26 日（金曜日）から平成 26 年 10 月 27 日（月曜日）まで（21 営業日）

（5）買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 965 円
本新株予約権 1 個につき、金 65,850 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(57,000,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(57,000,000株)が買付予定数の下限(57,000,000株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第27条の13第1項に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第30条の2に規定する方法により、平成26年10月28日に報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	57,000,000株	57,000,000株
新株予約権証券	-	-
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券()	-	-
株券等預託証券()	-	-
合計	57,000,000株	57,000,000株
(潜在株券等の数の合計)	-	(-)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	- 個	(買付け等前における株券等所有割合 - %)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,140,000 個	(買付け等前における株券等所有割合 78.96%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	570,000 個	(買付け等後における株券等所有割合 39.48%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	570,000 個	(買付け等後における株券等所有割合 39.48%)
対象者の総株主等の議決権の数	1,441,460 個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成26年8月8日に提出した第20期第1四半期報告書に記載された平成26年3月31日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び本新株予約権についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、() 同報告書に記載された平成26年8月8日現在の発行済株式総数144,220,600株(但し、同報告書によりますと、当該株式数には平成26年8月1日から同報告書提出日である同年8月8日までの本新株予約権の行使により発行された対象者の普通株式は含まれていないとのことですので、同年7月31日現在の発行済株式総数であると認識しております。)に、() 平成26年7月31日現在の本新株予約権の目的となる株式数155,900株(対象者によれば、平成26年7月31日現在の本新株予約権の目的となる株式数は155,900株とのこと。なお、公開買付者も、対象者の履歴事項全部証明書により対象者の平成26年7月31日現在の本新株予約権の目的たる株式数が155,900株であり、発行済株式総数が144,220,600株であることを確認しております。)を加えた株式数(144,376,500株)に係る議決権の数(1,443,765個)を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

(公開買付代理人)

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

決済の開始日

平成26年10月31日(金曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

Solar Japan Holdings 合同会社

東京都港区西麻布二丁目24番22 - 202号

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上

本書面は、本公開買付け及び第二回公開買付け(以下、「本件両公開買付け」といいます。)に関する情報をお知らせするための書面であり、対象者の株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。第二回公開買付けに売付けの申込みをされる際は、必ず申込みをされる公開買付けに関する公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本書面は、有価証券に係る売却若しくは購入の申込み又は売却若しくは購入の申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本書面(若しくはその一部)又はその配布の事実が、本公開買付け又は第二回公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本件両公開買付けは、日本法で定められた手続き及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続き及び基準は米国における手続き及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本件両公開買付けには適用されず、本件両公開買付けはこれらの手続き及び基準に沿ったものではありません。

本件両公開買付けのいずれか又は双方に関するすべての手続きは、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本件両公開買付けのいずれか又は双方に関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本書面に含まれる対象者の財務情報は日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則とは大きく異なる可能性があります。

本書面は、スターバックス・コーポレーション、公開買付者その他スターバックス・コーポレーションの関連会社及び対象者の計画、見通しなどの将来に関する記述が含まれております。これらの将来に関する記述は将来の業績を保証するものではなく、また、既知又

は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、これらの会社における実際の結果、業績、財務状況等が、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。これらの将来に関する記述は、「考えます」、「期待します」、「見込みます」、「計画します」、「意図します」、「はずです」、「するつもりです」、「予測します」、「将来」、その他これらと同様の表現、又は特に「戦略」、「目標」、「計画」、「意図」などに関する説明という形で示されています。様々な要因によって、実際の結果が本書面で述べられている将来に関する記述と大きく異なる可能性があります。かかる要因としては、(i) 公開買付者及び対象者が本件両公開買付けの条件の全部又は一部に合意できないこと、(ii) 本取引に関して必要な株主の承認が得られないことその他何らかの理由により本取引が実施できない可能性、(iii) 関係者に適用される法令、政策、会計基準の変更その他関係者の事業環境の変更、(iv) 事業戦略を実施する上での課題、(v) 金融の不安定その他経済・業界環境の変化が及ぼす影響、(vi) 本件両公開買付けによってもたらされる利益の実現が困難になること、(vii) 本件両公開買付けの完了に関するその他のリスクが含まれますが、これらに限定されるものではありません。投資家の皆様におかれましては、スターバックス・コーポレーション、公開買付者その他スターバックス・コーポレーションの関連会社及び対象者の今後のお知らせをご参照ください。

公開買付者の財務アドバイザー及び公開買付代理人（これらの関連会社を含みます。）は、日本及び米国の証券取引関連法制上許容される範囲で、本件両公開買付けの開始前又は本件両公開買付けにおける買付け等の期間中に、自己又は顧客の勘定で、対象者の株式又は新株予約権を取得し又は取得に向けた行為を行う場合があります。かかる取得は、市場価格での市場取引の形態又は相対の交渉で決まる価格での市場外取引の形態をとる場合があります。